

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成30年6月21日(2018.6.21)

【公表番号】特表2017-515766(P2017-515766A)

【公表日】平成29年6月15日(2017.6.15)

【年通号数】公開・登録公報2017-022

【出願番号】特願2017-510460(P2017-510460)

【国際特許分類】

B 6 5 D	81/28	(2006.01)
A 6 1 M	1/36	(2006.01)
A 6 1 L	2/18	(2006.01)
B 6 5 D	75/42	(2006.01)
A 6 1 L	101/06	(2006.01)
A 6 1 L	101/08	(2006.01)
A 6 1 L	101/20	(2006.01)
A 6 1 L	101/22	(2006.01)
A 6 1 L	101/34	(2006.01)
A 6 1 L	101/36	(2006.01)
A 6 1 L	101/40	(2006.01)
A 6 1 L	101/44	(2006.01)
A 6 1 L	101/48	(2006.01)

【F I】

B 6 5 D	81/28	C
A 6 1 M	1/36	1 4 1
A 6 1 L	2/18	
B 6 5 D	75/42	
A 6 1 L	101:06	
A 6 1 L	101:08	
A 6 1 L	101:20	
A 6 1 L	101:22	
A 6 1 L	101:34	
A 6 1 L	101:36	
A 6 1 L	101:40	
A 6 1 L	101:44	
A 6 1 L	101:48	

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月7日(2018.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2つのキャップアセンブリであって、前記少なくとも2つのキャップアセンブリの各々が、キャップホルダおよび前記キャップホルダ内に位置決めされた防腐キャップを備え、前記防腐キャップが、チャンバを画定する側壁および前記チャンバ内の防腐物質を備える、キャップアセンブリと、

前記少なくとも2つのキャップアセンブリ上に延在するストリップであって、前記キャップホルダに係合された第1のシール、および前記防腐キャップに係合された第2のシールを備えるストリップと、
を備えるストリップパッケージ。

【請求項2】

前記少なくとも2つのキャップアセンブリの各々が、前記ストリップから個別に取り外し可能である、請求項1に記載のストリップパッケージ。

【請求項3】

前記ストリップと前記キャップホルダとの間に前記第1のシールがあり、前記ストリップと前記防腐キャップとの間に前記第2のシールがある、請求項1または2に記載のストリップパッケージ。

【請求項4】

前記ストリップが穴を備える、請求項1から3のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項5】

未封止部分が前記第1のシールと前記第2のシールとの間にある、請求項1から4のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項6】

前記防腐キャップが、キャップ開口端に近接するキャップフランジをさらに備える、請求項1から5のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項7】

前記キャップホルダが、ホルダフランジを備える、請求項1から6のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項8】

前記防腐物質が、液体を含み、前記液体が、キャップチャンバ内に位置決めされた吸収材料内に放出可能に保持されている、請求項1から7のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項9】

前記防腐キャップが、キャップ外面上で周方向に間隔をあけて並ぶ複数のキャップリブをさらに備え、前記複数のキャップリブが、前記側壁から径方向外向きに、且つ前記側壁に沿って軸方向に延在する、請求項1から8のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項10】

前記キャップホルダが、ホルダ内面上で周方向に間隔をあけて並ぶ複数のホルダリブをさらに備え、前記複数のホルダリブが、前記複数のキャップリブに係合するように構成されている、請求項9に記載のストリップパッケージ。

【請求項11】

前記ストリップが、使用者が前記ストリップパッケージから前記少なくとも2つのキャップアセンブリを切り離すことを可能にするように構成された1つ又は複数のミシン目を備える、請求項1から10のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項12】

前記防腐キャップが、キャップ内面上に一組のねじ山をさらに備える、請求項1から11のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項13】

前記ストリップが、箔を含む、請求項1から12のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項14】

前記キャップアセンブリを取り外すことのできる剥離力が、2重量ポンド未満である、請求項1から13のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項15】

前記防腐物質が、前記防腐キャップの前記側壁の少なくとも一部の上のコーティングを含む、請求項1から14のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項 16】

前記第1のシールおよび前記第2のシールのうちの少なくとも一方が、熱接合を含む、請求項1から15のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。

【請求項 17】

前記第1のシールおよび前記第2のシールのうちの少なくとも一方が、接着ボンドを含む、請求項1から15のいずれか一項に記載のストリップパッケージ。